

[事案 2022-145] 遡及解約請求

・令和5年3月10日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の説明不足等を理由に、契約の遡及解約を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成8年7月に乗合代理店を通じて契約したがん保険（夫婦連生型）について、以下等の理由により、平成26年に遡って契約を解約し、以降に支払った保険料と解約払戻金の合計額から受取済の各種給付金相当額を控除した金額を支払ってほしい。

- (1) 契約時、募集人から診断給付金の支払事由の説明を受けておらず、診断給付金の支払いは被保険者につき1回限りとは知らなかった。また、募集人から、解約払戻金の減少についての説明もを受けておらず、解約払戻金は契約年数に応じて増加すると思っていた。
- (2) 募集人から契約のしおりおよび約款を受け取っていない。また、保険証券も平成16年に再発行されるまで受け取っていない。なお、再発行保険証券にも診断給付金の支払いは1回限りであること、解約払戻金が経過年数により0になることの記載はない。
- (3) 平成26年6月に募集人が訪問し、他のがん保険に見直すための申込手続を行った。この際、募集人は、満65歳以上の被保険者の場合に診断給付金、通院給付金および死亡保険金が半額になることを説明したが、診断給付金が1回限りという説明はしなかった。この時に説明があれば、本契約を解約していた。
- (4) 平成27年に配偶者が診断給付金を受け取った後は、診断給付金の支払対象者は自分のみとなり、解約払戻金額が経過年数に応じて減少していくのであれば、高額な保険料を支払い続ける意味がなかった。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 生命保険契約は附合契約であることから、申立人と当社は本契約の約款の診断給付金の支払限度および解約払戻金の変動の定めにと拘束される。申立人は、約款と一体となった契約のしおりを受領し、申込書に受領したことを証する押印をしている。
- (2) 契約のしおり・約款、パンフレットには、それぞれ、診断給付金の支払限度が被保険者ごとに1回であること、一定の年齢からは解約払戻金の額が減少に転じ0になることに関する記載があり、募集人および当社に説明不足等はない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時等の状況等を把握するため、申立人および募集人の上司に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の説明不足等は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。